

群馬大学情報学部社会人学び直しプロジェクト履修証明プログラム規程

令和 5. 5.17 制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学における特別の課程に関する規則第12条の規定に基づき、群馬大学情報学部社会人学び直しプロジェクト履修証明プログラム（以下「プログラム」という。）に関し必要な事項を定める。

(コース)

第2条 プログラムに、社会・経営データ分析コース（60時間）を置く。

(履修資格)

第3条 プログラムを履修できる者は、問題解決のためのデータ分析の基礎的な能力を養うことを目的とする者であり、かつ大学卒業又は同等程度の学力を有する者とする。

(履修手続)

第4条 プログラムの履修を希望する者は、次の書類に検定料を添え、情報学部長（以下「学部長」という。）を経て、学長に提出しなければならない。

- (1) 履修申請書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
- (4) その他必要と認められる書類

2 プログラムの出願期間は、別に定める。

(履修の許可)

第5条 前条の履修手続を行った者については、情報学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、学長が履修を許可する。

(履修の開始時期及び期間)

第6条 プログラムの履修開始の時期は、学年又は学期の始めを原則とし、履修期間は、原則1年以内とする。

(検定料及び講習料)

第7条 検定料は、9,800円とする。

2 講習料は、60,000円とする。

3 プログラムの履修を許可された者（以下「履修生」という。）は、指定の期日までに講習料を納付しなければならない。

(既納の検定料及び講習料の返還)

第8条 既納の検定料及び講習料は、特別の事情があると認めた場合を除き、返還しない。

(実験及び実習等の費用)

第9条 実験及び実習等に要する費用は、履修生の負担とする。

(授業科目の単位認定)

第10条 プログラムに含まれる授業科目について、その単位の修得を希望する者は、科目

等履修生としての出願手続を行うものとする。この場合、当該授業科目にかかる授業料は、これを徴収しない。

(既履修科目の取扱い)

第11条 履修生が第6条に規定するプログラムの履修開始前に履修した授業科目等（以下「既履修科目」という。）については、プログラムで定める授業科目を履修したものとみなすことができる。

2 既履修科目の取扱いについては、別に定める。

(履修許可の取消し)

第12条 履修生として不相当と認められたときは、教授会の議を経て、学長が履修の許可を取り消すことがある。

(履修証明書等の交付)

第13条 履修証明書は、プログラムに定められた授業科目を60時間履修した者に交付する。

2 履修証明書の再交付は、プログラムを修了した者からの申出に基づき行うものとする。

(履修の中止)

第14条 履修生は、履修期間中に履修を中止しようとするときは、学部長を経て、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、令和5年5月17日から施行する。